

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の 一部を改正する法律案 概要

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」(以下「特土法」という。)は、昭和27年4月25日に制定され、これまで概ね5年毎に期限延長が行われてきた。**現在の期限は平成34年(令和4年)3月31日まで**となっている。

しかし、「台風の襲来や、近年の短時間強雨の発生頻度等が増加する中、依然として、指定地域において、大きな被害が発生していること等から、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することが必要である」(国土審議会の意見:令和3年11月19日)。

改正の概要

特土法の有効期限を**5年延長し、令和9年3月31日まで**とすること。(附則第2項)

【参考】特土法の概要

1 目的

特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除と農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、その保全と農業生産力の向上を図る。(第1条)

2 制度概要

(1) 特殊土壌地帯の指定

しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ、特殊土壌(シラス等特殊な火山噴出物等)に覆われているために災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯を、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定。(第2条第1項)

【特殊土壌地帯の指定地域】



- ・全域指定県(5県)
鹿児島(奄美除く)、宮崎、高知、愛媛、島根
- ・一部指定県(9県)
大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、静岡

(2) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定及び事業の実施

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、国及び地方公共団体が事業を実施。(第3条第1項・第4条)

【対象事業】

- ・災害防除: 治山事業、河川改修事業、砂防事業等
- ・農地改良: かんがい排水事業、畑作振興事業等

【主な優遇措置】

- ・「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用による国の負担割合のかさ上げ
- ・地方交付税の特例(農地保全整備のシラス対策事業) 等